

横越町収入役に 坂内俊夫氏就任

一月三十日、横越町議会の臨時会が開催され、昨年の十二月末に退任された佐藤栄太郎氏の



後任として、坂内俊夫氏(63歳・小杉在住)が、収入役に選任同意され二月一日付で就任いたしました。

坂内収入役は、村議会議員、厚生経済常任委員長、議会報編集委員長などを歴任されました。今後は、行財政の運営と町の発展に向けた活躍が期待されます。

正しい申告で 期限内に納税を

確定申告は3月17日(月)までに

三月十七日までに確定申告をしなければならぬ人が申告をしなかったり、誤った申告をしますと、不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の十五%または十%の加算税が賦課され、更に原則として年利十四・六%の延滞税も納めなければならぬこととなります。正しい申告と納税を期限内にお済ませてください。



住民税の 申告相談開催

～ 3月7日(金)から
13日(休)まで ～

三月七日から十三日まで、住民税の申告相談日となっております。

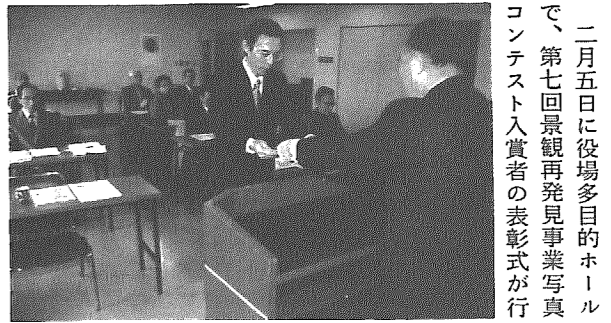
申告対象者は、なるべく相談指定日においでください。

なお、申告対象者と思われる方については、あらかじめ申告書を郵送いたしました。申告書が送付されなくても申告要件に該当すれば、申告が必要ですので、ご注意ください。

詳しくは、折り返しの「平成九年度分町県民税申告の手引き」をご覧ください。

- ▼申告相談日と対象地区
 - ・3月7日(金) 横越上・中谷内
 - ・3月10日(月) 横越下・川根
 - ・3月11日(火) 沢海
 - ・3月12日(水) 木津・二本木
 - ・3月13日(木) 小杉・藤山・駒込
- ▼会場 役場多目的ホール
- ▼時間 午前9時から11時
午後1時から4時

第7回景観再発見事業 写真コンテスト表彰式開催



二月五日に役場多目的ホールで、第七回景観再発見事業写真コンテスト入賞者の表彰式が行われました。

式には、受賞者の十二名と浅見町長、阿部副議長、商工会長、JA亀田郷みなみ、新潟フジカラーなどの関係者が出席。浅見町長からは、昨年を十作品上回る応募状況の中での、入賞作品のレベルの高さに対する敬意とその瞬間を見事に捕らえた撮影者の労がねぎらわれました。

なお、今年度は新たに北方文化博物館長賞も加わったことから作品の幅も広がり、来年度のテーマについても、今年度のテーマの「川」「橋」「北方文化博物館」に加え「花」と「緑」にする予定です。

町長賞受賞者 佐藤 守さん(新潟市)

Q 受賞された作品について、どのようなポイントを中心として撮影されたものですか。

A この作品は、十一月下旬頃新横雲橋の中央より新津方面に向かい早朝撮影したものです。気に入った作品を撮影するため七回程足を運びました。

作品の中では、川の雄大さ、朝の清涼感、霧の沸く様子を表現しました。



町長賞受賞作品「阿賀野川の朝」

苦労したのは、休日の撮影時における、気象状況です。

異動の際は忘れずに 国民健康保険

卒業、入学、就職と異動の多い季節になりました。この春、卒業、入学、そして新しく社会人になる方は、期待

に胸をふくらませ、新しい環境に向けて準備を進めていることでしょうか。

そこで忘れてはならないのが

保険証の確認です。

左の表のような異動が生じたときは、十四日以内に役場住民課で手続きをしてください。

◇国民健康保険について不明な点などがありましたら、住民課国民健康保険係(☎三八五一一一一 内線一一二)へ問い合わせてください。

届け出は14日以内をお願いします。

◇届け出が必要な事項

	こんなときには届出を	持参するもの
国民保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん、健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
国民保をやめるとき	他市町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
	生活保護をうけると	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を説明するもの
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたとき、よごれて使えなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため子どもが他市区町村に住むとき	印かん、保険証、在学証明書
	修学を終えたとき	印かん、保険証、 保険証
	出かせぎなどで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証

交通事故にあったら 届け出を



交通事故など第三者から傷害を受けて医療機関にかかった場合、原則として保険は適用されませんが、国民健康保険の保険証を使って診療を受けることもできます。

保険証を使って診療を受けるときは、役場住民課に届け出をしてください。

●注意

- ①加害者から治療費を受け取っていない場合は、国民健康保険は使えません。
- ②「第三者行為による傷病届」を提出してください。(用紙は役場にありますが)
- ③印鑑・交通事故証明書が必要。

転入・転出手続きは お早めに

毎年三月・四月は入学、就職、転勤などで転入・転出の多い月です。

転入・転出の届出は大切な手続きですので早めに行ってください。

なお、いずれの場合も印鑑を忘れずに持参してください。

＜転入届＞
横越町に引越してきてから十四日以内に届出を。
前の住所地の市町村で発行した転出証明書、年金手帳(加入者のみ)の持参を。

＜転出届＞
横越町外に住所を移す時は届出を。

国民健康保険証(加入者のみ)の持参を。

＜転居届＞
横越町内で住所を変更した時は、十四日以内に届出を。
年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)の持参を。
＜世帯主変更届＞
死亡、転出、転居などで世帯主変更が生じた時は、十四日以内に届出を。
詳しくは、役場住民課まで。